社会保障に関する日本国と大韓民国と間の 協定の実施のための行政取結め

日本国の権限のある当局と大韓民国の権限のある当局は、2004年2月17日に署名された日本国と大韓民国と間の社会保障に関する協定(以下 "協定"という。) 第11条の規定に従って、次のとおり合意した。

第一条

この取決めにおいて用いられる用語は、協定におけるものと同じ意味を有する。

第二条

- 1. 協定第十一条(b)の連絡機関は、次のとおりとする。
 - (a) 大韓民国については、国民年金管理公団
 - (b) 日本国については、
 - (i) 国民年金及び厚生年金保険について、社会保険庁
 - (ii) 国家公務員共済年金について、国家公務員共済組合連合会
 - (iii) 地方公務員等共済年金について、地方公務員共済組合連合会
 - (iv) 私立学校教職員共済年金について、日本私立学校振興・共済事業団
 - 2. 連絡機関は、権限のある当局の協力を得て、協定及びこの取決めの実施のために 必要な手続及び書式を決定する。

第三条

1. 一方の締約国の法令が協定第五条2、第五条3、第六条1、第六条3、第六条4、第七条又は第九条の規定に従って被用者又は自営業者に適用される場合、この取決めの第二条1で指定された連絡機関は、被用者及び雇用者の共同の申請又は自営

業者の申請に基づき当該被用者又は自営業者が当該法令が適用されていることを示す証明書を発給する。当該証明書は、当該被用者又は自営業者が当該証明書に表示された有效期間の間他方締約国の強制加入に関する法令の適用を免除される証拠となる。

- 2. 一方の締約国の連絡機関は、1の規定に基づき証明書を発給する時には、他方の締約国の連絡機関が必要とする場合において、他方の締約国の連絡機関に対し、当該証明書の写し又は当該証明書に含まれる情報を提供する。
- 3. 一方の締約国の法令が協定第八条2の規定に従って被用者に適用される場合、当該被用者の身分を確認できるものを他方の締約国の強制加入に関する法令の適用を免除される証拠となる。
- 4. 一方の締約国の連絡機関により一方の締約国の領域内に通常居住していること 決定される者は、協定第四条、第五条、第七条及び第十四条の規定の適用に当 たっては、一方の締約国の領域内に通常居住しているものとして両締約国の実施機 関により認定される。協定の適用のため、ある者が通常居住しているものとして取り扱 われる領域についての意見の相違は、両締約国の連絡機関間の協議により解決す る。

第四条

日本国の社会保険庁及び大韓民国の国民年金管理公団は、この取決めの第三条1に基づき各締約国の連絡機関が発給した証明書の数に関する統計を毎年交換する。

第五条

協定第六条4及び第九条の規定により両締約国の権限のある当局又は実施機関が協定第六条1又は3の規定の適用を受けた被用者又は自営業者に五年を超えて一方締約国の法令のみを継続して適用することに相互に同意する場合、その超える期間は三年を超えないものとする。

第六条

- 1. この取決めは、協定の效力発生の日に效力を生じ、協定と同一な期間效力を有する。
- 2. この取決めは、両締約国の権限のある当局の間の合意により必要とされるときは修正することができる。ただし、この取決めによる聯絡機関の名称の変更に限っては、一方の締約国の権限のある当局が他方の締約国の権限のある当局に対し書面で通知することにより修正されたものとみなす。
- 二千四年九月六日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

大韓民国の権限のある当局のために

日本国の権限のある当局のために

警察庁長官

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣